

国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程等新旧対照表

改正前					改正後								
国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程 (平成16年達示第83号)													
(前 略) (1箇月単位の変形労働時間制) 第16条 (略) 2 別表第3の教職員の割振り単位期間、週休日、始業及び終業の時刻及び休憩時間は、同表に定めるところによる。 (後 略)					(1箇月単位の変形労働時間制) 第16条 } 2 } (同 左)								
別表第1・2 (略) 別表第3 (第16条関係)					別表第1・2 (同 左) 別表第3 (第16条関係)								
教職員の区分	割振り単位期間	週休日	始業及び終業の時刻	休憩時間	教職員の区分	割振り単位期間	週休日	始業及び終業の時刻	休憩時間				
(略)					(同 左)								
医学部附属病院総合周産期母子医療センターに勤務する教員のうち、医学部附属病院長が指定する者			(略)		医学部附属病院総合周産期母子医療センターに勤務する教員のうち、医学部附属病院長が指定する者			(同 左)					
										4週間	医学部附属病院長が指定する8の1日勤務日	午前8時30分から午後5時15分まで	正午から午後1時まで
												午後4時から翌日午前9時まで	午後10時から午後11時30分まで
								午後5時15分から翌日午前9時45分まで	午前1時から午前2時まで				
医学部附属病院薬剤部に勤務する教職員のうち、医学部附属病院長が指定する者			(略)		医学部附属病院薬剤部に勤務する教職員のうち、医学部附属病院長が指定する者			(同 左)					
(略)					(同 左)								
別表第4・5 (略)					別表第4・5 (同 左)								

国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則

(平成18年達示第21号)

(前 略)

(他の規則の準用)

第7条 (略)

2 前項前段の規定にかかわらず、就業規則第2条第3項の規定により年俸制特定教員に準用する採用・懲戒等に関する事項のうち、教員就業特例規則第6条の規定、就業規則第31条の規定により年俸制特定教員に準用する給与に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教職員給与規程(平成16年達示第80号。以下「給与規程」という。)第5条から第8条まで、第11条から第19条まで、第20条(国立大学法人京都大学教職員特殊勤務手当支給細則(平成16年4月1日総長裁定)第13条の2に規定する緊急手術等手当及び第13条の3に規定する全学海外拠点勤務手当を除く。)、第21条、第22条、第27条から第33条まで、第33条の3から第33条の6まで、第34条及び第35条の規定並びに就業規則第40条の規定により年俸制特定教員に準用する勤務時間、休暇等に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成16年達示第83号。以下「勤務時間等規程」という。)第27条第19号の規定は、これを準用しない。

3～5 (略)

(中 略)

(準用)

第13条 第6条の2並びに第7条第1項及び第2項の規定は、特定外国語担当教員に準用する。この場合において、第7条第2項の規定中「第11条から第19条まで、第20条(国立大学法人京都大学教職員特殊勤務手当支給細則(平成16年4月1日総長裁定)第13条の2に規定する緊急手術等手当及び第13条の3に規定する全学海外拠点勤務手当を除く。)、第21条、第22条」とあるのは「第11条から第22条まで」と読み替える。

(中 略)

2・3 (略)

(他の規則の準用)

第7条 (同 左)

2 前項前段の規定にかかわらず、就業規則第2条第3項の規定により年俸制特定教員に準用する採用・懲戒等に関する事項のうち、教員就業特例規則第6条の規定、就業規則第31条の規定により年俸制特定教員に準用する給与に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教職員給与規程(平成16年達示第80号。以下「給与規程」という。)第5条から第8条まで、第11条から第19条まで、第20条(国立大学法人京都大学教職員特殊勤務手当支給細則(平成16年4月1日総長裁定)第12条に規定する麻醉手当、第13条の2に規定する緊急手術等手当、第13条の3に規定する全学海外拠点勤務手当及び第13条の5に規定するICU勤務医手当を除く。)、第21条、第22条、第27条から第33条まで、第33条の3から第33条の6まで、第34条及び第35条の規定並びに就業規則第40条の規定により年俸制特定教員に準用する勤務時間、休暇等に関する事項のうち、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成16年達示第83号。以下「勤務時間等規程」という。)第27条第19号の規定は、これを準用しない。

3～5 (同 左)

(準用)

第13条 第6条の2並びに第7条第1項及び第2項の規定は、特定外国語担当教員に準用する。この場合において、第7条第2項の規定中「第11条から第19条まで、第20条(国立大学法人京都大学教職員特殊勤務手当支給細則(平成16年4月1日総長裁定)第12条に規定する麻醉手当、第13条の2に規定する緊急手術等手当、第13条の3に規定する全学海外拠点勤務手当及び第13条の5に規定するICU勤務医手当を除く。)、第21条、第22条」とあるのは「第11条から第22条まで」と読み替える。

2・3 (同 左)

(準用)
 第16条 第6条の2、第7条第1項及び第2項並びに第12条の3の規定は、特定病院助教に準用する。
 この場合において、第7条第2項の規定中「第20条(国立大学法人京都大学教職員特殊勤務手当支給細則(平成16年4月1日総長裁定)第13条の2に規定する緊急手術等手当及び第13条の3に規定する全学海外拠点勤務手当を除く。)」とあるのは「第20条(国立大学法人京都大学教職員特殊勤務手当支給細則(平成16年4月1日総長裁定)第12条に規定する麻酔手当及び第13条の2に規定する緊急手術等手当を除く。)」と読み替える。

(後 略)

国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則
 (平成17年達示第37号)

(前 略)

(1箇月単位の変形労働時間制)

第52条の2 別表第6の2の有期雇用教職員については、同表の定めるところにより、1箇月以内の一定期間を平均し1週間の勤務時間が38時間45分(第43条第2項の規定の適用を受ける医員にあっては31時間)を超えない範囲において、勤務時間、休憩時間及び休日を別に割り振ることがある。

(後 略)

別表第1～6 (略)
 別表第6の2

有期雇用教職員の区分	割り振り単位期間	休日	始業及び終業の時刻	休憩時間	備考
(略)					
医学部附属病院に勤務する医員(研修医)のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する <u>1</u> <u>2</u> 1日勤務日		(略)	

(準用)
 第16条 第6条の2、第7条第1項及び第2項並びに第12条の3の規定は、特定病院助教に準用する。
 この場合において、第7条第2項の規定中「第20条(国立大学法人京都大学教職員特殊勤務手当支給細則(平成16年4月1日総長裁定)第12条に規定する麻酔手当、第13条の2に規定する緊急手術等手当、第13条の3に規定する全学海外拠点勤務手当及び第13条の5に規定するICU勤務医手当を除く。)」とあるのは「第20条(国立大学法人京都大学教職員特殊勤務手当支給細則(平成16年4月1日総長裁定)第12条に規定する麻酔手当、第13条の2に規定する緊急手術等手当及び第13条の5に規定するICU勤務医手当を除く。)」と読み替える。

附 則 (令和6年達示第42号)
 この規程は、令和6年6月1日から施行する。

(1箇月単位の変形労働時間制)

第52条の2 (同 左)

附 則 (令和6年達示第42号)
 この規程は、令和6年6月1日から施行する。

別表第1～6 (同 左)
 別表第6の2

有期雇用教職員の区分	割り振り単位期間	休日	始業及び終業の時刻	休憩時間	備考
(同 左)					
医学部附属病院に勤務する医員(研修医)のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する <u>8</u> の1日勤務日		(同 左)	

	<u>医学部附属病院集中治療部に勤務する医員のうち、医学部附属病院長が指定する者</u>	4週間	<u>医学部附属病院長が指定する8の1日勤務日</u>	<u>午前8時30分から午後5時15分まで</u>	<u>正午から午後1時まで</u>		
				<u>午前8時30分から翌日午前2時まで</u>	<u>正午から午後1時まで 午後10時から午後11時まで</u>	<u>2日の分の給を支給する</u>	
	<u>医学部附属病院集中治療部に勤務する医員のうち、医学部附属病院長が指定する者</u>	4週間	<u>医学部附属病院長が指定する12の1日勤務日</u>	<u>午前8時30分から午後5時15分まで</u>	<u>正午から午後1時まで</u>		
				<u>午前8時30分から翌日午前2時まで</u>	<u>正午から午後1時まで 午後10時から午後11時まで</u>	<u>2日の分の給を支給する</u>	
別表第7～10 (略)	別表第7～10 (同 左)						
国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則 (平成17年達示第38号)							
(前 略) (特殊勤務手当)							
第27条 時間雇用教職員には、給与規程第20条（国立大学法人京都大学教職員特殊勤務手当支給細則（平成16年4月1日総長裁定。以下「特殊勤務手当支給細則」という。）第12条に規定する麻酔手当を除く。）に定める教職員の例に準じて特殊勤務手当を支給することができる。				第27条 時間雇用教職員には、給与規程第20条（国立大学法人京都大学教職員特殊勤務手当支給細則（平成16年4月1日総長裁定。以下「特殊勤務手当支給細則」という。）第12条に規定する麻酔手当及び第13条の5に規定するICU勤務医手当を除く。）に定める教職員の例に準じて特殊勤務手当を支給することができる。			
2 (略) (後 略)	2 (同 左)						

	<p>附 則（令和6年達示第42号） この規程は、令和6年6月1日から施行する。</p>
--	--